

災害等対応重機の所有を証する書類について

現在、公道走行不可のものについては「償却資産（固定資産） 申告書・種類別明細書の写し」により所有を確認することとしておりますが、小型特殊自動車に分類される重機については、「軽自動車税納税証明書」での確認も可とします。

なお、標準バケット容量・積載重量等、災害時等対応重機の所有の基準については変更ありませんので、ご注意ください。

【参考１】

小型特殊自動車：特殊自動車で、全長 4.7m 以下、全幅 1.7m 以下、全高 2.8m（ヘッドガードを除く=2.0m）以下で、最高速度 15km/h 以下の自動車。

【参考２】

災害時等対応重機の所有 基準

（評価対象となる重機）

対応重機	標準バケット容量・積載重量	審査基準日時点の状態	要件
バックホウ	山積 0.11 m ³ (旧 JIS 0.10 m ³) 以上	自社所有（単独所有） 又は 1 年以上のリース契約 (ファイナンス契約に限る)	労働安全衛生法に規定する定期（特定）自主検査を受けていること。
トラクターショベル (ショベルローダー)	クローラ式：平積 0.4 m ³ 以上 ホイール式：山積 0.34 m ³ 以上		
ダンプトラック	2 t 以上		車検を受けていること。

（評価対象者）

評価対象者は、審査基準日時点において次に掲げる (1) から (4) の事項を全て満たしている者。

(1)	【バックホウ(1台)+ダンプトラック(1台)】又は【トラクターショベル(1台)+ダンプトラック(1台)】の少なくともどちらかの所有状態であること。									
(2)	(1)のバックホウ又はトラクターショベル（公道走行不可の場合）を回送できる車両を1台は自社所有（車検を受けていること。）していること。但し、トラクターショベル（公道走行可の場合）、又は回送を業者に委託している場合はこの限りではない。									
(3)	<table><tr><td>バックホウ</td><td rowspan="4">資格を持つ運転者を常勤として雇用していること。但し、対応重機の回送を業者に委託している場合、回送車両の運転者はこの限りではない。</td><td rowspan="2">運転者は他の対応重機（同種の重機含む）との兼務はできない。</td></tr><tr><td>トラクターショベル</td></tr><tr><td>ダンプトラック</td><td rowspan="2">バックホウ、トラクターショベル及びダンプトラックのいずれか1台に限り、運転者を兼務できる。</td></tr><tr><td>回送車両</td></tr></table>	バックホウ	資格を持つ運転者を常勤として雇用していること。但し、対応重機の回送を業者に委託している場合、回送車両の運転者はこの限りではない。	運転者は他の対応重機（同種の重機含む）との兼務はできない。	トラクターショベル	ダンプトラック	バックホウ、トラクターショベル及びダンプトラックのいずれか1台に限り、運転者を兼務できる。	回送車両		
バックホウ	資格を持つ運転者を常勤として雇用していること。但し、対応重機の回送を業者に委託している場合、回送車両の運転者はこの限りではない。	運転者は他の対応重機（同種の重機含む）との兼務はできない。								
トラクターショベル										
ダンプトラック		バックホウ、トラクターショベル及びダンプトラックのいずれか1台に限り、運転者を兼務できる。								
回送車両										
(4)	災害時等において、県に協力を確約するもの。									